

INFORMATION FROM JAF

●JAFからの公示・お知らせ

スピード行事競技開催規定 付則:サーキットトライアル競技開催要項

[公示No.2017-051]

※下線部分：変更箇所

改正規定	現行規定
1. ～ 4. (略)	1. ～ 4. (略)
5. 参加車両: JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に従った車両で気筒容積別にクラス分けを行う。オープンカーには4点式以上のロールバーが必要。	5. 参加車両: JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定のP. P.N. N. B. S.A. A.E車両で気筒容積別にクラス分けを行う。オープンカーには4点式以上のロールバーが必要。
6. ～ 11. (略)	6. ～ 11. (略)
12. 施行: 2017年4月1日	12. 施行: 2011年1月1日

海外競技会出場証明書(サーティフィケート)申請について

海外競技会出場証明書(サーティフィケート)は、JAF発行のライセンスを所持する方が、海外で開催されるASN公認の四輪またはカートの競技に参加・出場する際、競技会の格式が国際または国内を問わず必要な証明書です。

出発日の2週間前までに所定の申請書に記入のうえ、申請料を添えてJAF支部に申請してください。

所定の申請書はJAF窓口で入手するか、JAFホームページ(<http://jaf-sports.jp/>)→各種情報→各種申請書→海外競技会出場証明書)からダウンロードすることができます。

1回用: 1競技会限定のサーティフィケートです。
 数次用: 当該年度中、複数の競技会に有効なサーティフィケートです。
 3競技会以上出場のご予定があればこちらをお薦めします。

【申請受付】

JAF地方本部・支部で受付しています。持参または郵送(現金書留)にてご申請ください。

【必要書類】

競技運転者(コドライバー含む)用	参加者用	お問い合わせ先 (JAF地方本部モータースポーツ窓口)	
・ 海外競技会出場に関する証明申請書 ・ 写真(3cm×3cm、無帽、無背景) ※髪などで顔が隠れていないもの ・ 申請料 1回用 ¥8,300(税込) 数次用 ¥24,100(税込)	・ 海外競技会出場に関する証明申請書 ・ 申請料 1回用 ¥8,300(税込) 数次用 ¥24,100(税込)	北海道本部 ☎ 011-857-7155 東北本部 ☎ 022-783-2826 関東本部 ☎ 03-6833-9140 中部本部 ☎ 052-872-3685	関西本部 ☎ 072-645-1300 中国本部 ☎ 082-272-9967 四国本部 ☎ 087-867-8411 九州本部 ☎ 092-841-7731

JAFモータースポーツ審査委員会は、2017年全日本ラリー選手権第1戦（2月3～5日、群馬県内）において出された控訴を審査し裁定しましたので、その裁定書を公示します。

JAFMS2017-096

2017年4月14日

裁 定 書

控訴人ADVAN-PIAA Rally Team

代表 奴 田 原 文 雄 殿

一般社団法人日本自動車連盟
モータースポーツ審査委員会

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴料は没収するが、本件審理に要した経費については控訴人に負担させない。

理 由

1 事案の概要

控訴人代表奴田原文雄氏（以下、「奴田原氏」という。）は、2017年2月3～5日、群馬県において開催されたJAF全日本ラリー選手権第1戦「Rally of Tsumagoi」（以下、「本件ラリー」という。）に競技運転者（ゼッケン21）として参加し、競技結果（暫定）3位であったが、競技結果（暫定）1位であった勝田範彦氏（以下、「勝田氏」という。）運転の競技車両（ゼッケン20）の使用タイヤ（以下、「本件タイヤ」という。）が、本競技会特別規則書（以下、「特別規則」という。）17.1に規定された「使用タイヤは日本国内で市販されている一般用スタッドレスタイヤに限り使用可能とする。」との規則に違反したものであるとして競技会審査委員会に抗議したところ、勝田氏から本件タイヤの販売証明書、本件タイヤの製造者が運営するウェブ上のタイヤカタログに海外向けに販売されていることを示す資料が提出されたことから、競技会審査委員会はこの抗議を却下した。これに対し、控訴人から本件控訴がなされた。

控訴の理由は、特別規則17.1の「日本国内で市販されている一般用スタッドレスタイヤ」は、店舗で誰が行っても購入できるタイヤでなければならないとすうえで、本件タイヤは、メーカーが日本では販売していないとしており、日本国内に逆輸入されているとしても、一般には公開されておらず、「日本国内で市販されている一般用スタッドレスタイヤ」とは言えないというものである。

2 当審査委員会の審議及び判断

- (1) 本件タイヤは、海外向けではあるが、日本国内においてもある業者が逆輸入、販売しているとのことであり、これを明確に否定することもできない。

- (2) 特別規則17.1の「日本国内で市販されている一般用スタッドレスタイヤ」の意味について検討すると、控訴人の主張は、日本国内の店舗で何人も購入できることを要すると解釈することが、国内Bライセンス保持者に参加資格を認め、間口を広げて競技人口を増やそうとしている日本国内のラリー選手権の在り方に沿うというものであり、傾聴に値する。

一方、今日のインターネット社会において、実際に日本国内に店舗がなくても、商品を購入することは可能であり、インターネットでしか購入できない商品であるとしても、市販という用語に含めて解釈することは可能である。また、控訴人は、本件タイヤの情報が一般には知られていないことを指摘するが、インターネット等により種々の情報を集め、最適のタイヤを選ぼうとする行為を許さないとすることが妥当かは疑問の残るところである。

したがって、本件タイヤが、特別規則17.1の「日本国内で市販されている一般用スタッドレスタイヤ」に当たらないと断定することはできない。

ところで、特別規則17.1は、「使用タイヤは日本国内で市販されている一般用スタッドレスタイヤに限り使用可能とする。」としたうえ、モータースポーツ用タイヤの4銘柄及びそれらに類似するスタッドレスタイヤの使用を禁止し、さらに「使用タイヤに疑問がある場合には、事前に競技会主催者に確認し、許可を受けて使用すること」と規定している。これは、本大会の特別規則において、「日本国内で市販されている一般用スタッドレスタイヤ」か否か、4銘柄に類似する禁止タイヤか否かが明確でない場合には、その使用について競技会主催者へ使用可否の判断を委ねたものと理解できる。そして、勝田氏は、本件ラリー開始前の2017年1月30日、使用タイヤの追加として本件タイヤを申請しているが、競技会主催者は、特段の回答をすることなく、勝田氏の本件タイヤについて、本件タイヤの使用の前に本件ラリーでの使用を前提としたマーケティングを施していることからすれば、競技会主催者は、本件タイヤ使用に関し、黙示の許可を与えていたとみざるをえない。

以上の検討結果を総合すれば、本件タイヤについて特別規則17.1違反として、勝田氏を失格処分とすることはできないというべきであるから、本件控訴を棄却し、控訴料は没収するが、審理に要した経費は、前記事情に鑑み控訴人に負担させないこととする。

よって、主文の通り裁定する。

なお、控訴人の前記控訴理由は、現在の日本ラリー選手権の在り方に思いを致した傾聴すべき見解であり、規則における「市販」等の表現の明確化、競技会主催者による使用タイヤの事前確認の在り方等について、ラリー部会等において検討されることを望むものである。

以上

車両公認申請一覧

[公示No.2017-053]

	会社名	車両名	型式	申請分類 グループ	申請内容	JAF公認No.
1	本田技研工業(株)	CIVIC WTCC	FK1	FIA・A ER	CYLINDER HEAD	JA-225 ER 33/21
2	日産自動車(株)	GT-R	R35	FIA・GT3 VF	LENTUS製プロペラシャフトに関するVF申請	JG-005 VF 27/5
3	トヨタ自動車(株)	LEXUS RC F	USC10	FIA・GT3 ER	オイルタンク、ウォータータンク、 ブレーキディスク、スキッドプレート	JG-007 ER 5/2
4	〃	〃	〃	FIA・GT3 VO	VO変型-ENDURANCE RACE	JG-007 VO 6/4
5	〃	YARIS	NSP131	FIA・A ER	カムシャフト	JA-229 ER 9/5
6	〃	〃	〃	FIA・A VO	VO変型-Seat Bracket	JA-229 VO 10/4
7	〃	〃	〃	FIA・A VO	VO変型-Strut、Shock Absorber他	JA-229 VO 11/5
8	〃	〃	〃	FIA・A ER	エンジンソフトウェア	JA-229 ER 12/6

※上記の車両公認申請は、現在、FIAへ申請中です。発効日等のお問い合わせはJAFモータースポーツ部までお寄せ下さい。

VF：供給変型、VO：オプション変型、VP：プロダクション変型、ET：正常進化、ES：スポーツ進化、ER：誤記訂正、
VK：キットカー変型、KS：スーパー2000変型、WR：ワールドラリーカー変型、VR：グループR変型、EVO：進化

Aライセンス講習会 日程

[公示No.2017-054]

開催日	時間	開催場所	申込先	TEL	主任講師	受講料		教材費
						上段：B所持者	下段：B非所持者	
7月2日	11:00~17:00	十勝インターナショナルスピードウェイ 北海道河西郡更別村	十勝スピードウェイクラブ	0155-52-3910	小谷 泰寛	¥20,000/ ¥23,000		実費
7月2日	9:00~17:00	オートポリス 大分県日田市上津江町	オートポリス倶楽部	0973-55-1111	荒谷 嘉章	¥20,000/ ¥24,000		実費
7月9日	9:00~17:00	スポーツランドSUGO 宮城県柴田郡村田町	菅生スポーツクラブ	0224-83-3111	佐々木 豊	¥20,000/ ¥24,000		実費
7月12日	8:45~17:00	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	チームマグナスオートクラブ	03-3611-6687	稲村 政幸	¥19,000/ ¥23,000		実費
8月12日	9:00~17:00	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	チームマグナスオートクラブ	03-3611-6687	稲村 政幸	¥20,000/ ¥24,000		実費
8月20日	8:00~16:00	スバ(西浦モーターパーク 愛知県蒲郡市	ネットヨタ中部(株) Midress (主催は(株)ゼスト)	0565-25-3051	増田 好洋	¥20,000/ ¥24,000		実費

公認審判員講習会日程

[公示No.2017-055]

開催日	時間	開催場所	種別	申込先	主任講師	受講料(1科目)	教材費
7月9日	9:00~ 17:00	オートポリス 大分県日田市上津江町	コース・計時・技術 A1/A2/B1/B2	877-0312 大分県日田市上津江町上野田1112-8 (株)オートポリス 0973-55-1111	荒谷 嘉章	¥12,500	実費
7月16日	8:30~ 15:30	富士スピードウェイ 静岡県駿東郡小山町	コース・計時・技術 A1/A2/B1/B2	410-0317 静岡県沼津市石川359-7 ソニックレーシング 055-967-8878	栗田 吉晴	¥12,500	実費

*2科目以降の受講料は、1件につき¥4,100が加算されます。